

独立行政法人水資源機構御中

2008年1月5日

異議申立書

岐阜県大垣市田町1-20-1

近藤ゆり子

2007年11月26日付け「19総総第882号」に記された「不開示とした部分とその理由」及び2007年12月4日に独立行政法人水資源機構中部支社で閲覧した当該文書につき異議申し立てをいたします。

なお「19総総第882号」には、行政不服審査法による異議申し立ての教示の記載がありました。

<はじめに(経緯)-1>

私が、貴機構の開示決定及び開示文書に対して異議申し立てをするのは初めてではありません。

2005年6月19日に、2005年5月23日付け「17総総第22号」に関して異議申立を行い、内閣府情報公開・個人情報保護審査会において、ほぼ全面的に私の主張が認められ、その答申に従い、大幅に不開示部分が縮小(=開示部分が拡大)されました。

その経過も内容もよくご存知の貴機構担当者が、再びこのような「縦も横も上も下も分からぬ真っ黒塗り『開示』」をするということは、貴機構が、内閣府情報公開・個人情報保護審査会の答申の基準を覆すべく「挑戦」しているようにさえ感じます。

(1)「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(以下、「独法等情報公開法」あるいは「法」という。)と及びその法に基づく制度等を正面から否定しようとする試みとして、「上も下も分からない真っ黒塗り『開示』」を繰り返しているのであれば、「公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として」(=独立行政法人通則法)設置された独立行政法人としてあるまじきことと弾劾せざるを得ません。

(2)(1)のような企図があるのではなく、単に法の趣旨についての理解を深めようとする姿勢もないまま、漫然と(「以前の問題」=「17総総第22号」への異議申立と内閣府情報公開・個人情報保護審査会答申はきれいに忘れて)「法5条を使ってできるだけ黒塗りをすれば良い」としているなら、これもまた、法律に服すべきの独立行政法人として甚だ遺憾な態度です。

(3)「以前の問題」をよく記憶し、それを”根に持って”「また近藤ゆり子が情報開示請

求してきやがった。開示してやるものか。できるだけ真っ黒にしてやる」という幼児的な対応であったとすれば、「何をか況や」です。

いずれにしても、貴機構が「独法等情報公開法」を実際に運用するにあたって極めて問題のある姿勢を持ち続けていることは確かであり、非常に残念に感じます。

<はじめに(経緯)－2>

1. 文書特定における問題性

開示請求した文書の名称は「長良川河口堰建設事業に伴う漁業補償説明資料及び補償交渉記録」となっています。これは私が勝手にそのように特定したのではなく、私の問題意識を（貴機構中部支社の情報公開室にて）担当者にお伝えしつつ、会話の中で決めていったものです。かくも「何も開示できない真っ黒塗り」になるならば、別の名称の文書を開示請求すべきだと示唆するのが担当者の仕事のはずです。

私の問題意識と経緯は、以下のようなものです。

【今般、木曾川水系連絡導水路建設の大きな根拠となってしまう木曾川水系河川整備基本方針の正常流量の数値を決めていくにあたり、木曾川では『河口部のヤマトシジミの生息保全』が極めて大きな役割をもっていることを知った一国交省中部地整河川部からの聴き取り－。長良川河口堰で壊滅したと言われている長良川河口部でのヤマトシジミとの扱いの差に驚いた。中部地整河川部では『適正な漁業補償をした』との回答(?)だったので、『適正な漁業補償』はどのような予測でどのような説明がされてのことだったのか知りたくなかったが、中部地整河川部では「それは事業者である水資源開発公団（現・貴機構）でないと分からない」と言われた。長良川河口堰建設事業当時は環境影響評価法も河川法16条の2も存在せず、一般住民に環境改変について説明する機会があったとは思えないので、漁業補償の際にどのような説明をしたのかが分かるような情報開示を水資源機構に求めた】

貴機構中部支社で「中部地整河川部とのやりとりの中からこの情報公開請求をすることになった。中部地整河川部と情報共有をして欲しい」と明確に言い、この問題意識は十分に伝えたはずです。

結局のところ、個人名などの記載のない「漁業補償基準の建設大臣承認にあたっての影響調査の報告書」というものが存在すると後から聞きました。

貴機構の組織的体質として、担当者が開示請求者の問題意識としっかり向き合って文書特定に努めるという姿勢が足りないのではないのでしょうか？

2. 「延長」の問題

2007年10月1日付けで開示請求したものが、同年10月26日で「19総総第75号」で「開示決定等の期限の延長」を喰いました。理由の一つは「①当該開示請求に係る法人文書が多量であるため」となっています。

最初から「漁業補償基準の建設大臣承認にあたっての影響調査の報告書」であれば、延長はしなくて済んだはず（実際にこの文書はすぐに開示決定されました）。上記の中部

地整河川部との話し合いは、木曾川水系河川整備計画策定に伴う河川法16条の2第4項の規定（その趣旨を含む）に則って関係住民として意見を述べたいということで、時間をとって頂いたものです。

「延長」のために、貴重な時間が失われました。

木曾川水系河川整備計画原案に対する公聴会公述人募集期限（2007年12月26日）前に「木曾川と長良川では何故こうもヤマトシジミの生息保全の基準が違うのか？何故長良川では『ヤマトシジミが死滅しても仕方がない』となり、何故木曾川では『既往最大の異常渇水時にもヤマトシジミ生息保全のために新たな施設建設を行う』となるのか」という疑問を解く手がかりを得ることが出来ませんでした。私は無意味といえる真っ黒塗り開示をされた（閲覧にも写しの交付にもお金を払っています）他にも、時間（期限）において具体的不利益被ったのです。

そしてわざわざ「真っ黒に塗る手間暇」をかけたために、貴機構はこの異議申立を受け取って処理する手間暇をかけることになり…「効率的かつ効果的に行わせることを目的として」設置された独立行政法人のあり方としては、「なっていない」と感じます。

非効率などではなく確信犯としてこのようなことを行っているのだとすれば、以下のような推測が成り立ちます。

【木曾川水系河川整備計画でオーソライズされようとしている「木曾川水系連絡導水路」事業を水資源機構事業とするということが行政間協議で決まっているから邪魔させたくない。だから出来るだけ開示決定を遅くし、かつ何の情報も与えないように「真っ黒塗り『開示』をしたのだ】

こんな「邪推」はしたくもありません。同時に、貴機構にそういう種類の頭の巡らし方をされる人は存在しない、というのが、私が貴機構（前身の水資源開発公団時代から）12年間お付き合いしてきた中での率直な感覚です。

<はじめに(そもそも)－3>

「独法等情報公開法」の目的は「第1条 この法律は、国民主権の理念にのっとり、法人文書の開示を請求する権利及び独立行政法人等の諸活動に関する情報の提供につき定めること等により、独立行政法人等の保有する情報の一層の公開を図り、もって独立行政法人等の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにすること」です。この目的に照らせば、全ての情報を一国民（日本国籍を有する者に限定する趣旨ではない）に出来るだけ開示するのが原則です。だからこそ不開示となる場合を定めた第5条も「第5条 独立行政法人等は、開示請求があったときは、開示請求に係る法人文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該法人文書を開示しなければならない。」とあり、可能な限り開示することを明記した上で、一定の例外（不開示情報）を示したものであって、「第5条の使えば、開示しなくても良い」という方向で使われることを予定したものではありませんし、「できるだけ不開示にする」ことを勧奨するものでもありません。

ところが、私に開示された文書はほとんど全面的に「真っ黒塗り」であって、何も読み取ることが出来ない、情報開示の名に値しないものです。これは法の趣旨を著しく逸脱す

るものであって、到底承服できません。

<具体的異議>

具体的にどの部分の不開示につき「異議」があるのかを書きたくても書きようがないほどの「真っ黒塗り」であることを重ねて強調します。

私は、中部支社で開示請求書を書くときにも「個人名や補償金額などが知りたいわけではない」と再三言いました。「ゼブラ黒塗り」となることはやむを得ないと思っていました。

説明内容を窺うこともできない「全面真っ黒塗り」となったのは、「19総総第882号」に記された「不開示とした部分とその理由」のうち「上記文書に記載された説明状況等に関する部分は、第三者との信頼関係を損ねるおそれがあることや、利益を害するおそれがあることから、同法第2号及び第4号により不開示とする」ということからと思われます。

「長良川河口堰建設事業に伴う漁業補償説明資料及び補償交渉記録」のうち、事業者（水資源開発公団―当時―）が行った「説明資料」は建設大臣の認可を受けた基準に基づく公のもののはずであり、そうであれば「第三者との信頼関係を損ねるおそれがあることや、利益を害するおそれがある」ことにはならないはずで

す。当時であれば、その説明資料が個別の補償金額に結びつくなどの「おそれ」が存在した可能性も皆無ではありません。「（開示することを）交渉相手が嫌がって、交渉がやりにくくなる」ことはありえたかもしれませんが（補償には公金を使うのですから、こういう理屈を直ちに承認するものではありませんが）。

しかし、二〇年以上も経過した今となって「第三者との信頼関係を損ねるおそれがあることや、利益を害するおそれがある」などと言われると、「何か裏取引や不正が在ったのか」「不公平な決め方をしたのか」などと勘ぐりたくなります（徳山ダム 建設所では補償を巡る不適正事案が複数発覚し、貴機構内部での「処分」もありましたし）。

残っている記録です、「不正」が記載されているはずもありません（「不正」が記載されているなら、とっくの昔にこっそり廃棄されていたことでしょう）。何故このように全面的に隠すのでしょうか？ 理解に苦しみます。

個人名等は開示の必要はありません。「どんなことについて説明し、協議をしたのか」を窺わせる程度の開示をして何の支障があるのでしょうか？

貴機構の前身である水資源開発公団が、河川環境への影響につき、どんな予測をし、漁業者にどんな説明をしたのか、できる限り開示して下さい。

以上

連絡先：〒 503-0875 岐阜県大垣市田町 1-20-1

近藤ゆり子

電話（ファクス兼）0584-78-4119

Eメール k-yuriko@octn.jp

